

令和3年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究 審査要項

I 本事業の趣旨等

令和7年には高齢化率30%を超える「超高齢社会」を迎えることが見込まれる中、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることが必要とされている。一方で、医師の地域・診療科偏在は大きな問題としてあり、そのための施策の1つとして、平成20年度以降、医学部定員制度において、卒後の医師不足地域における勤務を条件とする「地域枠」の設置を臨時的に認めてきている（以下、「臨時定員地域枠」という。）。また、大学によっては、都道府県と連携し、各大学がもともと持つ定員（以下、「恒久定員」という。）に上述の「地域枠」と類似の条件を課している事例（以下、「恒久定員内地域枠」）もある。

本調査研究は、各大学における「臨時定員地域枠」及び「恒久定員内地域枠」の設置状況、当該枠の学生に課す従事要件の詳細及び当該枠の学生・医師のキャリア形成・地域定着状況等を把握・分析するとともに、より効果的かつ現実的な「地域枠」の運用手法についての示唆を得ることを目的とする。

本事業の事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省高等教育局医学教育課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参

加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省医学教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

II 本事業の審査

審査の客観性、公平性及び透明性を担保するため、外部有識者による「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査により当該調査研究等の企画提案を選定する。

III 審査方針

事業の選定に当たっては、各調査研究等テーマの趣旨・目的に照らし、

- ①実施方法（アプローチ方法）及び分析手法
- ②事業計画
- ③実施体制・事業実績
- ④ワーク・ライフ・バランス等の推進

について、提案のあった実施計画が適切であるかを審査する。

IV 開示・非開示

(1) 選定委員会の審議内容の取扱い

選定委員会の審査に係る資料は、原則、非公開とする。

(2) 提案大学等の名称等

①調査研究等テーマ名、②提案大学等名、③選定大学等名は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(3) 委員等氏名

選定委員会の氏名は、審査終了後に公表することとする。

令和3年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究 審査基準

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究の審査は、この審査基準に従い行うものとする。

I 選定方法

提出された企画提案書について審査を行い、本事業の予算の範囲内において、Ⅲで示す評価方法で評価した当該提案者の得点及び外部有識者による「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究選定委員会」（以下「選定委員会」という。）委員が付した意見を総合的に勘案して決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会において書類審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

III 評価方法

評価は、「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究審査要項」中、「Ⅲ 審査方針」の各項目について、Ⅴに示す評価基準による5段階評価とし、5名の選定委員会各委員が評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。

IV 評価項目

1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価（審査観点）

- ① 提案内容が、本調査研究等テーマの趣旨・目的と合致しているか。（整合性がとれているか。）
- ② 当該目的を達成するための具体的な実施方法（アプローチ方法）、分析・評価等の手法や内容が明確に示されており、それらが妥当かつ効果的なものであるか。
- ③ 事業の内容に創意工夫が見られるか。

2) 事業計画に関する評価（審査観点）

- ④ スケジュールが明確で、日程、人員、作業手順等、効率的に事業を遂行できるものとなっているか。
- ⑤ スケジュールに具体性があり、目標設定が妥当であるか。
- ⑥ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また、妥当な経費が示されているか。

3) 実施体制・事業実績に関する評価（審査観点）

- ⑦ 事業を実施するために必要と考えられる、専門的知見、スキル及びノウハウ等を有しているか。
- ⑧ データ収集・分析業務など、事業を円滑に実施・達成するための体制（関連機関との協力体制構築のためのネットワーク等）が整っており、その体制に妥当性が認められるか。
- ⑨ 事業の成果が、今後、本事業の目的の達成のために、活用されることが期待できる内容であるか。

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

- (1) 評価項目の「1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価」、「2) 事業計画に関する評価」及び「3) 実施体制・事業実績に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

- (2) 評価項目の「4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）= 1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）= 1.5点
- ・認定段階3 = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 2.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））= 0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）= 1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）= 1.2点
- ・プラチナくるみん認定 = 1.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 1.5点

○上記に該当する認定を有しない = 0点

(書類審査用)

令和3年度「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」評価書

委員名： _____

提案者： _____

調査研究等テーマ： _____

評価項目	評価	コメント
1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価 ①提案内容が、本調査研究等テーマの趣旨・目的と合致しているか。 (整合性がとれているか。)		
1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価 ②当該目的を達成するための具体的な実施方法（アプローチ方法）、 分析・評価等の手法や内容が明確に示されており、それらが妥当かつ 効果的なものであるか。		
1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価 ③事業の内容に創意工夫が見られるか。		
(中略)		
総合計		

1. 評価方法

評価については、「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究審査要項」中、「Ⅲ 審査方針」の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、各大学等の企画提案書に関して項目ごとに、5段階（5、4、3、2、1）のいずれかをそれぞれ「評価」欄に記載願います。

【評価基準】

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点 やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

2. 評価項目

1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価（審査観点）

- ① 提案内容が、本調査研究等テーマの趣旨・目的と合致しているか。（整合性がとれているか。）
- ② 当該目的を達成するための具体的な実施方法（アプローチ方法）、分析・評価等の手法や内容が明確に示されており、それらが妥当かつ効果的なものであるか。
- ③ 事業の内容に創意工夫が見られるか。

2) 事業計画に関する評価（審査観点）

- ④ スケジュールが明確で、日程、人員、作業手順等、効率的に事業を遂行できるものとなっているか。
- ⑤ スケジュールに具体性があり、目標設定が妥当であるか。
- ⑥ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。
また、妥当な経費が示されているか。

3) 実施体制・事業実績に関する評価（審査観点）

- ⑦ 事業を実施するために必要と考えられる、専門的知見、スキル及びノウハウ等を有しているか。

- ⑧ データ収集・分析業務など、事業を円滑に実施・達成するための体制（関連機関との協力体制構築のためのネットワーク等）が整っており、その体制に妥当性が認められるか。
- ⑨ 事業の成果が、今後、本事業の目的の達成のために、活用されることが期待できる内容であるか。

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

3. 評価基準

- (1) 評価項目の「1) 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法に関する評価」、「2) 事業計画に関する評価」及び「3) 実施体制・事業実績に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
 やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

- (2) 評価項目の「4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）= 1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）= 1.5点
- ・認定段階3 = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 2.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））= 0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）= 1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）= 1.2点
- ・プラチナくるみん認定 = 1.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 1.5点

○上記に該当する認定を有しない = 0点

- (3) 「コメント」欄については、評価（採点）の根拠となりますので、特段のコメントがある評価項目及び総合計の欄に所見等を記載願います。